

厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業)

平成 25 年度分担研究報告書

2 エステティックサービスにおける健康被害の実態把握及び原因の究明

研究代表者 関東 裕美 公益財団法人日本エステティック研究財団

研究分担者 古川 福実 和歌山県立医科大学医学部皮膚科

研究分担者 鷺崎久美子 東邦大学医学部皮膚科学講座

研究協力者 山本 有紀 和歌山県立医科大学医学部皮膚科

研究要旨

エステティックサービスは、手技、化粧品、機器を複合して使用し、健康な人に施術を行う事であり、その身体への影響は軽微であるとされている。しかし、国民生活センターには年間約 600 件の身体被害が報告されており、その対策が求められている。「エステティックにおけるフェイシャルスキンケア技術の実態把握及び身体への影響についての調査研究」では、危害の傾向は把握されていた。これら状況を踏まえ、今年度の研究では、エステティックサービスの施術により健康被害を受けた患者の診療経験がある医師から症例を収集し、また、植物由来の香料成分についてその刺激性を検討した。その結果、健康被害の症例からは、熱傷の原因は機器、皮膚障害の原因是、化粧品及び手技が多く、治療の結果約 8 割の患者が治癒または軽快していた。植物由来の香料成分の刺激性については、濃度 5%までは、刺激性が低かった。この結果を踏まえ、来年度の研究では、引き続き施術用化粧品の刺激性について調査するとともに、エステティックの施術の皮膚バリア機能への影響や皮膚常在菌のバランスについて調査を行う。また、熱傷の原因については、皮膚温が上昇する機能を持つ機器類について安全性を調査する。これらの結果をもとに、安全なエステティック施術の提供方法や身体危害防止に必要な知識向上のための教育内容、事故発生時の最適な対応方法を検討する。

A 研究目的

エステティックとは、「一人ひとりの異なる肌、身体、心の特徴や状態を踏まえながら、手技、化粧品、栄養補助食品および、機器、用具、等を用いて、人の心に満足と心地よさと安らぎを与えるとともに、肌や身体を健康的で美しい状態に保持、保護する行為」(エステティック業統一自主基準)^⑥と定義されているが、施設(エステティックサロン)

や施術者(エステティシャン)に関する公的な基準や法律上の規制はなく、関連情報を集約、管理する公的な部署が存在しないため、その実態を把握することは困難であるとされている。

一方で、独立行政法人国民生活センターには、日本全国からエステティックによる消費者の健康被害が年間約 600 件報告されており、早急に健康被害の実態を把握し、

その防止策の立案が求められている。平成22年度～平成25年度に厚生労働科学研究費補助金「エステティックにおけるフェイシャルスキンケア技術の実態把握及び身体への影響についての調査研究」では、フェイシャルエステティックの施術で使用されている化粧品の皮膚刺激性及び2種類の機器について安全性の確認を行った結果、通常の使用方法を逸脱しなければ安全であることが分かった。

これらの背景を踏まえて本研究では、皮膚科医師への健康被害症例のアンケート調査、国民生活センターの危害情報の分析、エステティックサロンで使用されている化粧品や機器類の安全性の検証等を行い、健康被害の原因を究明し、安全に施術が提供される環境を整備することを目的とした。

B 研究方法

1. エステティックサロンにおける健康被害実態調査

1) 調査方法

日本美容皮膚科学会会員医師1,779名に調査票を送付し、記入後の返送を依頼した。返送のなかつた医師に再度調査票の送付を行った。

2) 調査内容(アンケート票 P54)

- ①エステティックで健康被害を受けた患者の治療経験の有無
- ②エステティックで健康被害を受けた患者の症例
- ③エステティックにおける健康被害防止策についての意見

3) 調査時期

平成25年8月 平成25年11月

2. 独立行政法人国民生活センターの健康被害情報の収集

国民生活センターでは、日本全国の消費者相談窓口に寄せられる消費者相談を「消費生活相談データベース(PIONEET)」⁷⁾で集約している。平成24年度、PIONEETに寄せられた「エステティック」に関する健康被害の詳細情報の公開を受け、集計した。

3. 機器及び手技、化粧品等の安全性調査 ・48時間閉塞パッチテストによる皮膚安全性試験

エステティックサロンでは、植物由来の香料成分を化粧品と混合あるいは希釈して施術に使用しているケースがあるが、適切な希釈濃度についての検討が十分なされていないことから、今回その皮膚刺激性について調査を行った。

1) 試験対象

20歳以上80歳未満の成人女性40名

2) 除外基準

- ①アトピー性皮膚炎の方
- ②背部皮膚及び上腕にパッチテストの判定に影響する皮膚症状を有する方。
- ③絆創膏皮膚炎の既往歴がある方。
- ④人工蕁麻疹を有する方。
- ⑤試験開始前7日以内に薬剤による治療を受けた、又は薬剤を服用あるいは塗付した方。
- ⑥その他、試験医師が不適格と判断した方。

3) 制限事項

被験者に対して試験期間中は下記の事項を遵守するように指導した。

- ①試験品貼付後1時間は仰臥を取らな

いこととする。

- ②入浴を禁止する。ただし、試験品除去後は試験部位を濡らさないようにシャワーを浴びるのは可とする。
- ③発汗を伴うような過激な運動を禁止する。
- ④カフェイン含有飲料及びアルコールの摂取を禁止する。
- ⑤その他、試験結果に影響を及ぼすと考えられる事項を禁止する。

4)倫理面への配慮

試験開始前に、被験者に下記事項を含む同意取得のための説明文書に基づき説明した上で、試験への参加について「自由意思による同意」を得た。また、「同意書」については被験者が署名し、同意年月日についても記入した。なお、本試験は、公益財団法人日本エステティック研究財団の倫理審査委員会で承認を受けた。

【説明事項】

- ①試験品の概要
- ②試験の目的及び方法
- ③試験への参加予定期間
- ④本試験に参加する予定の被験者数
- ⑤予測される臨床上の危険性又は不便
- ⑥試験に関連する健康被害が発生した場合に被験者が受け得ることのできる補償及び治療
- ⑦試験への参加は被験者の自由意思によるものであり、試験への参加に同意しない場合であっても不利益は受けないこと、また試験への参加に同意し、試験を開始した後であっても隨時これを撤回でき、その場合であっても不利益は受けないこと

⑧試験への参加の継続について、被験者の意思に影響を与える可能性のある情報が得られた場合は、速やかに被験者に伝えられること

⑨試験への参加を中止させる場合の条件又は理由

⑩試験の結果が公表される場合であっても被験者の機密は保全されること

⑪被験者に金銭などが支払われる場合にはその内容

⑫被験者が試験及び被験者の権利に関するさらに情報が欲しい場合、又は試験に関する健康被害が生じた場合に照会すべき又は連絡すべき試験実施者の相談窓口

⑬被験者が遵守すべき事項、その他

5)試験方法

パッチ用ユニットを用いて試験試料を背部あるいは上腕皮膚に密封貼付する。

貼付48時間後に試験試料を除去し、軽く清拭し、除去30分後、24時間後における貼付部位の皮膚反応の判定を行う。

①試験試料

番号	試料名	試験濃度	
1	ラベンダー	5%	1%
2	ゼラニウム	5%	1%
3	マジョリーム	5%	1%
4	ローズマリー	5%	1%
5	ローズ	5%	1%
6	カモミール	5%	1%
7	サイプレス	5%	1%
8	ジュニパー	5%	1%
9	フランキンセンス	5%	1%
10	クラリセージ	5%	1%
コントロール		ワセリン	

②皮膚反応の判定方法

試験担当の皮膚科専門医が除去30分後・除去24時間後の各時点における被験部位の皮膚反応を、下記の基準(本邦パッチテスト研究班による)に従い判定する。

表 皮膚反応判定基準

反応・所見	判定	スコア
反応なし	-	0
軽い紅斑	±	0.5
紅斑	+	1.0
紅斑+浮腫	++	2.0
紅斑+浮腫+丘疹または小水泡	+++	3.0
大水疱	++++	4.0

また、皮膚反応の判定が「+」以上と判定された場合を陽性と定義し、各試験試料の除去30分後・除去24時間後の各時点における陽性率(%)を算出する。

皮膚刺激指数Ptによる刺激性の評価は、前記のスコアから、各試験試料の皮膚刺激指数(SI)を下記の式により算出する。

SI=(2回の判定のうち高い方のスコアの総和/総被験者数)×100

算出された皮膚刺激指数をもとに、下記の基準に従って各試験試料の刺激性を評価する。

表 皮膚刺激指数

皮膚刺激指数(SI)	評価
SI < 10	刺激性が低い
10 ≤ SI < 15	許容品
15 ≤ SI < 30	改良の余地あり
30 ≤ SI	改良すべき製品

③試験実施施設

東邦大学医療センター大森病院皮膚科

④試験期間

平成25年10月1日～平成25年12月30日

C 研究結果

1. エステティックサロンにおける健康被害実態調査

331名から有効な回答を得、健康被害の治療経験があった148名から324件の症例を収集した。

治療を受けた患者の属性は、女性が299件(92.3%)年代層は、20歳代が118件(36.4%) 30歳代が85件(26.2%)と20歳から30歳代で約6割を占めた。(グラフII-1 P56)

患者がエステティック施術を受けた目的は、脱毛施術が134件(41.4%) スキンケア施術が72件(22.2%)だった。その他は、まつ毛エクステンションやまつ毛パーマ等眼の周りを対象とした施術やホクロ取りなど本来エステティックの施術ではないと思われるものが多かった。(グラフII-2 P56)

患者の所見は、熱傷115件(35.5%) 接触皮膚炎109件(33.6%) 皮膚感染症が22件(6.8%)だった。(グラフII-3 P57)

所見のうち、熱傷(n=115件)の原因と思われるものは、機器が115件中96件(83.5%), 手技115件中15件(13%)だった。接触皮膚炎(n=109件)の原因と思われるものは、化粧品57件(52.3%) 手技23件(26.6%) 機器19件(17.4%) その他に含まれるものは、まつ毛エクステンション等目の周りの施術が多くあった。(グラフII-4, II-5 P57)

これらの被害の治療期間は、1週間未満40件(12.3%) 1~2週間112件(34.6%) 1

か月以上 57 件(17.6%)だった。(グラフ II - 6 P57) また、転帰は、軽快 132 件(40.7%) 治癒 131 件(40.4%)と良化している例が約 8 割あった。(グラフ II - 7 P57)

2. 独立行政法人国民生活センターの危害情報の収集

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに全国の都道府県市町村の消費者相談窓口に寄せられた消費者相談のうち「エステティック」の健康被害に関する相談 610 件の詳細情報を国民生活センターから収集した。

その結果、平成 24 年度の相談件数 610 件の原因施術別件数は、美顔エステ 246 件(40.3%) 脱毛エステ 152 件(24.9%) 瘦身エステ 118 件(19.3%) だった。

(グラフ II - 8 P58)

国民生活センターの分類による危害の内容は、皮膚障害(定義=皮膚の発疹、かぶれ、湿疹、かゆみ、ひりひりする、皮膚が黒ずむ、シミができるなどの症状。目で見える範囲に前述した症状が出たもの。)が 278 件(45.6%)、熱傷 108 件(17.7%) だった。(グラフ II - 9 P58)

また、その他の傷病 118 件(19.3%) のうち 58 件がまつ毛エクステンション等目の周りに関する危害だった。

健康被害の内容を商品キーワード別に分類したところ、「美顔エステ」では、皮膚障害が 278 件中 143 件(58.1%) 熱傷が 278 件中 16 件(6.5%) 「脱毛エステ」では、皮膚障害 152 件中 74 件(48.7%) 熱傷 152 件中 65 件(42.7%) 「瘦身エステ」では、皮膚障害 118 件中 33 件(28.0%) 擦過傷・挫傷・打撲傷 118 件中 27 件(22.9%) 熱傷 118

件中 15 件(12.7%) だった。

(グラフ II - 10 P59)

3. 48 時間閉塞パッチテストによる皮膚安全性試験

日本アロマテラピー協会(現公益社団法人日本アロマ環境協会)の調査⁸⁾によるとエステティックの施術で精油を皮膚に塗布する場合、キャリアオイル(ホホバオイル等)に 3 種類程度の精油を 1~3% の濃度で使用することが多い。また、少数ではあるが 3% 以上の濃度で使用している技術者もいた。そこで、今回の試験では、主要な植物由来の芳香成分 10 種類の希釀濃度 1%, 5% についてパッチテストを行った。その結果、全ての成分が【皮膚刺激指数 (S I) S I <10 刺激性が低い】に分類された。

D. 考察

エステティックは、簡単に言えば手技、化粧品、機器を使用して健康な人に施術を提供する事であり、その組み合わせは、施設ごとまたは顧客ごとに異なることが多い。

平成 22 年度~24 年度厚生労働科学研究費補助金「エステティックにおけるフェイシャルスキンケア技術の実態把握及び身体への影響についての調査研究」によると、国民生活センターに報告されるエステティックの健康被害は、皮膚障害、熱傷が主であるが、相談者の個人情報保護の観点から施術用化粧品や機器が原因なのか、手技による刺激なのか、日常使用している化粧品が原因なのか正確な実態までは判明しなかった。また、施術用化粧品の皮膚刺激性試験(20 種類)及び機器類の安全性試験(2 機種)においても、通常の使用方法では、安全性

に問題はなかった。

これらの結果を踏まえ今回の研究では、健康被害の原因を明らかにすることを目的に、国民生活センターに寄せられる消費者相談の情報を収集するとともに、皮膚科医師にアンケートを行い、エステティックによる健康被害の症例を収集した。症例における所見は、皮膚障害と熱傷が多く、医師が原因と判断したのは、皮膚障害では、化粧品及び手技、熱傷は、機器が多かった。

また、アンケートのなかのフリーコメント(P 63)では、「原因検索の為エステティック施設の協力が必要」「技術者の知識不足」「接触皮膚炎を好転反応などとする科学的知識を無視した強引な説明」など技術者に対する教育の徹底及び事故発生時の原因検索や情報共有の体制づくりなどの指摘があった。

これらの結果から、熱傷は、顧客の要望や集客等を優先するため、機器類について通常の使用方法を逸脱して使用されている懸念がある。皮膚障害については、刺激性接触皮膚炎とアレルギー性接触皮膚炎に分けられ、体調の変化や顧客の体質によっておこりうるので、直接的な因果関係を把握することは難しいが、皮膚への刺激が強い化粧品類を使用する際に安全を確認するなどきちんとした知識を持ち注意深く施術を行う事により防止あるいは悪化を防ぐことができるのではないかと考える。

E. 結論

エステティックにおいて施設（エステティックサロン）や施術者（エステティシャン）に関する公的な基準や法律上の規制はないが、業界団体における教育や営業に関

する基準は策定されている。

しかし、技術者の知識不足や原因検索への協力及び事故の情報共有が積極的に行われていない等の問題点がある。すなわち皮膚炎発症事例で医療機関から施術内容の報告や化粧品成分提供を求められても積極的に協力しない、あるいはサロン同士で皮膚障害事例の共有を行わない体質などである。

来年度の研究においては、皮膚障害は、施術に使用されている化粧品類の刺激性をさらに調査するとともに、エステティック施術による皮膚バリア機能の低下や皮膚常在菌のバランス等について調査を行い、通常時に比べて皮膚障害がおこる可能性が高くなるのかについて検討する。また、熱傷については、皮膚温の上昇が考えられる機器類の安全な施術方法について検討を行う。

これらの結果を踏まえ、安全なエステティック施術の提供方法や健康被害防止に必要な知識向上のための教育内容、事故発生時の最適な対応方法を検討する。

F 健康危害情報

なし

G 研究発表

なし

H 知的財産権の出願・登録状況

なし

参考文献

- 1)川村太郎、 笹川正二、 増田勉、 他：貼付試験標準化の基礎的研究. 日本皮膚科学会誌, 80 : 301-314, 1970
- 2)須貝哲郎：接触皮膚炎とパッチテスト，

- 皮膚, 19 : 210-222, 1977
- 3)松永佳代子, 大岩久美子, 諸井智香子,
早川律子:外用剤の皮膚刺激性の検討(第
3報). 皮膚, 26 : 848-858, 1984
- 4)関東裕美:化粧品による接触皮膚炎－診
断と治療, 日皮会誌 122(13):3121~3125,
2012
- 5)関東裕美:接触皮膚炎－新しいアレルゲ
ン－, 皮膚病診, 31 : 1244~1251, 2009
- 6)エステティック業統一自主基準 日本エ
ステティック振興協議会
- 7)消費生活相談データベース(PIO-NET)
独立行政法人国民生活センター
- 8)島上和則、山田久美子、金貞子他:アロ
マセラピストはどんな精油を使い分けて
いるのか?その有効性は?(実態調査及
びテストブレンドの有効性評価). 日本ア
ロマテラピー協会学術調査委員会活動報
告 No 2 : 70-80. 1999

2 エステティックサービスにおける健康被害実態把握及び原因の究明 資料

・エステティックサロンにおける健康被害実態調査

アンケート調査票 P 5 4

調査結果 P 5 6

・国民生活センター PIO-NET 「危害相談」集計結果 P 5 8

エステティックサロンにおける健康被害実態調査 アンケート調査票

お名前 _____ 所属機関名 _____

ご連絡先 _____ e-mail または FAX _____

Q 1 エステティックサロン(美容医療、理美容室除く)で健康被害を受けた患者の治療経験はありますか?
有無に○をお願いします。

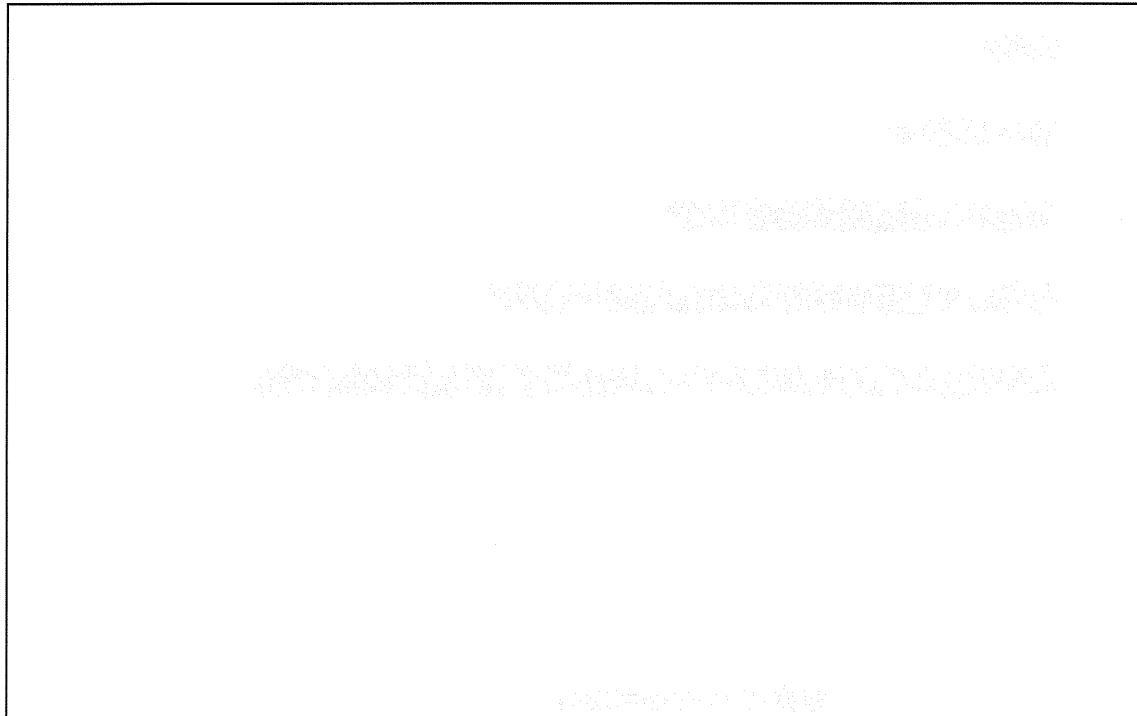
A 有 (下記の表へご記入いただき、4ページQ 2 の回答をお願いいたします。)

※用紙不足の場合、コピーしてご記入ください。

B 無 (4ページQ 2 の回答をお願いいたします。)

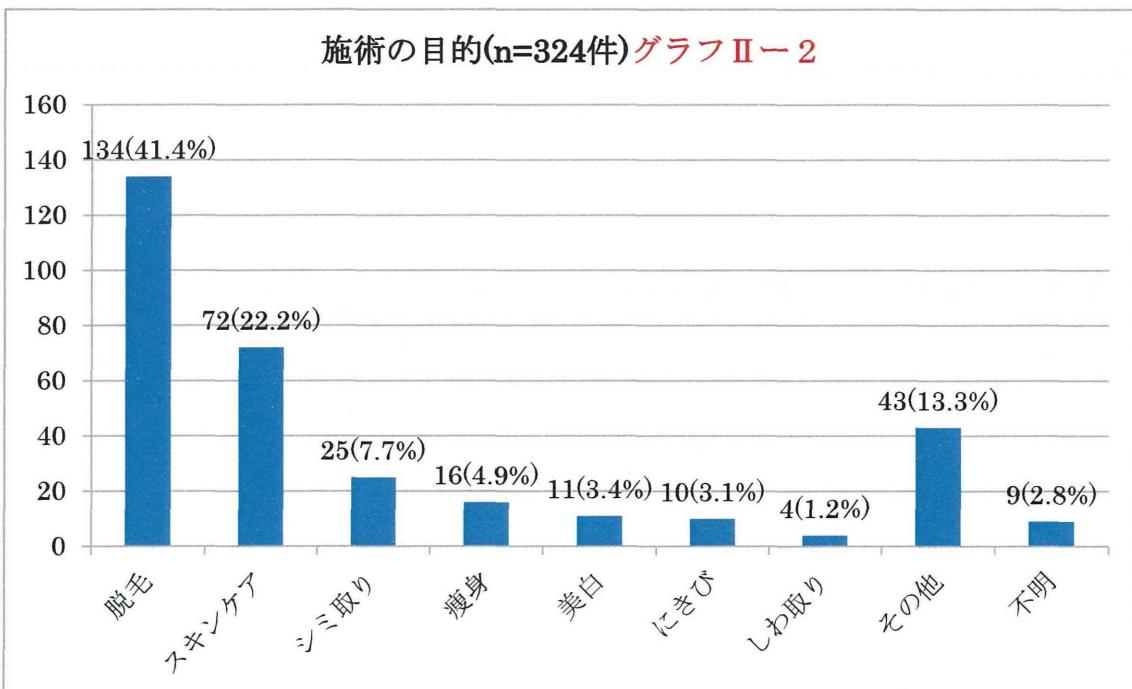
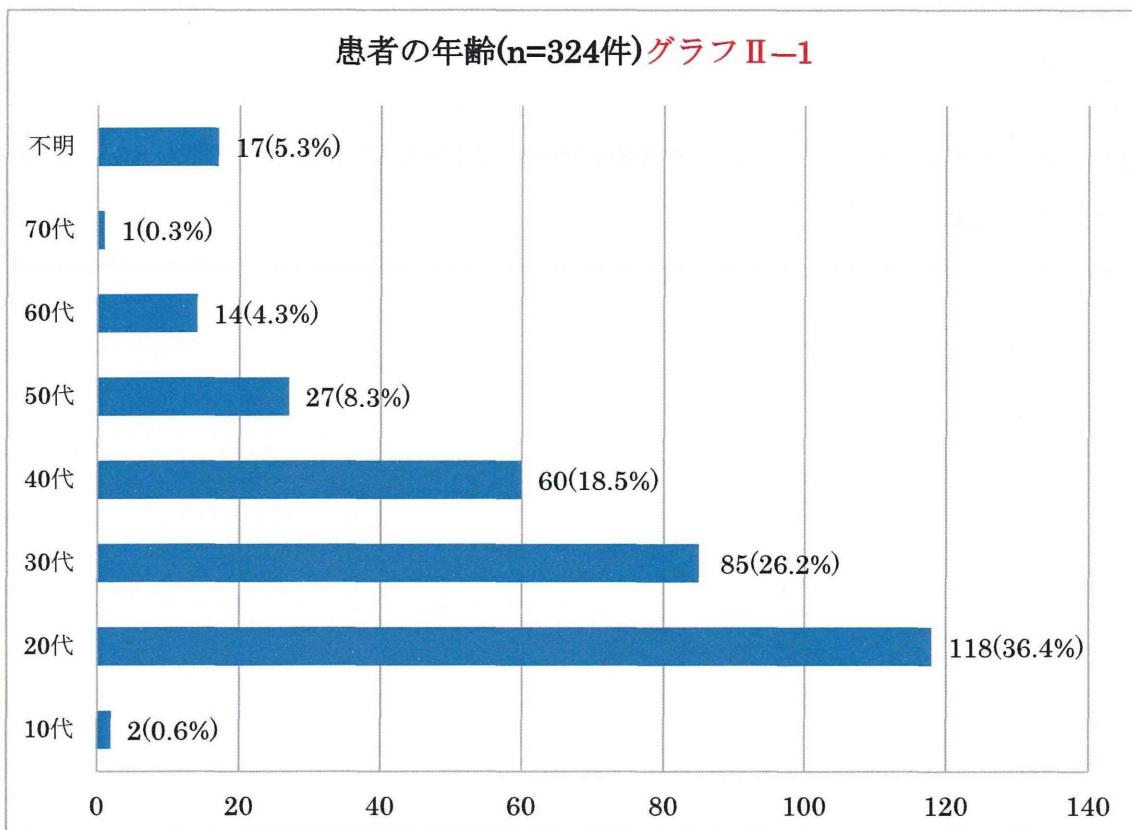
	症例1	症例2
年齢	才	才
性別	①男 ②女	①男 ②女
所見	①接触皮膚炎 ②皮膚感染症 ③熱傷 ④その他()	①接触皮膚炎 ②皮膚感染症 ③熱傷 ④その他()
部位		
原因と思われるもの(化粧品及び機器については、商品名が判明している場合には商品名を商品名が分からぬ場合は種類をわかる範囲でご記入ください。)	①化粧品() ※商品名もしくはアロマやパック等種類をご記入下さい。↑ ②機器() ※商品名もしくは種類をご記入下さい。↑ ③手技 ④その他() ⑤不明	①化粧品() ※商品名もしくはアロマやパック等種類をご記入下さい。↑ ②機器() ※商品名もしくは種類をご記入下さい。↑ ③手技 ④その他() ⑤不明
治療の有無	①有 ②無	①有 ②無
治療内容	①指導のみ ②検査 ③投薬 ④手術 ⑤その他()	①指導のみ ②検査 ③投薬 ④手術 ⑤その他()
治療期間	日	日
転帰	①治癒 ②軽快 ③不变 ④悪化 ⑤治療中止	①治癒 ②軽快 ③不变 ④悪化 ⑤治療中止
患者がエステティックサロンで受けた施術の目的	①スキンケア ②シミ取り ③しわ取り ④美白 ⑤にきび ⑥脱毛 ⑦痩身 ⑧その他()	①スキンケア ②シミ取り ③しわ取り ④美白 ⑤にきび ⑥脱毛 ⑦痩身 ⑧その他()
治療の時期	年 月頃	年 月頃

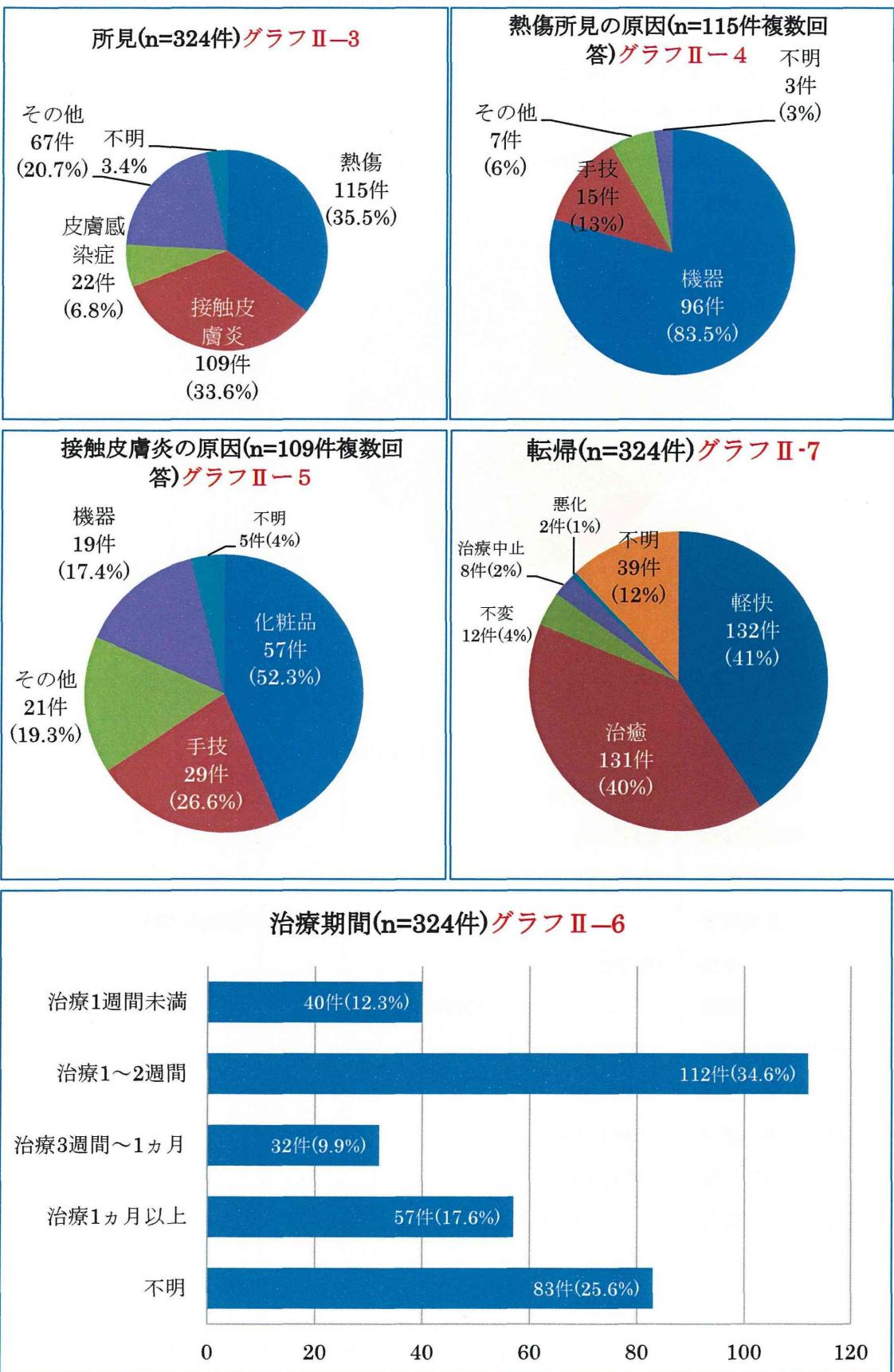
Q 2 エステティックサロンにおける健康被害防止策についてご意見をお聞かせいただき
ますようお願い申し上げます。

A large rectangular area of the page has been completely redacted with a solid black color, obscuring several lines of text.

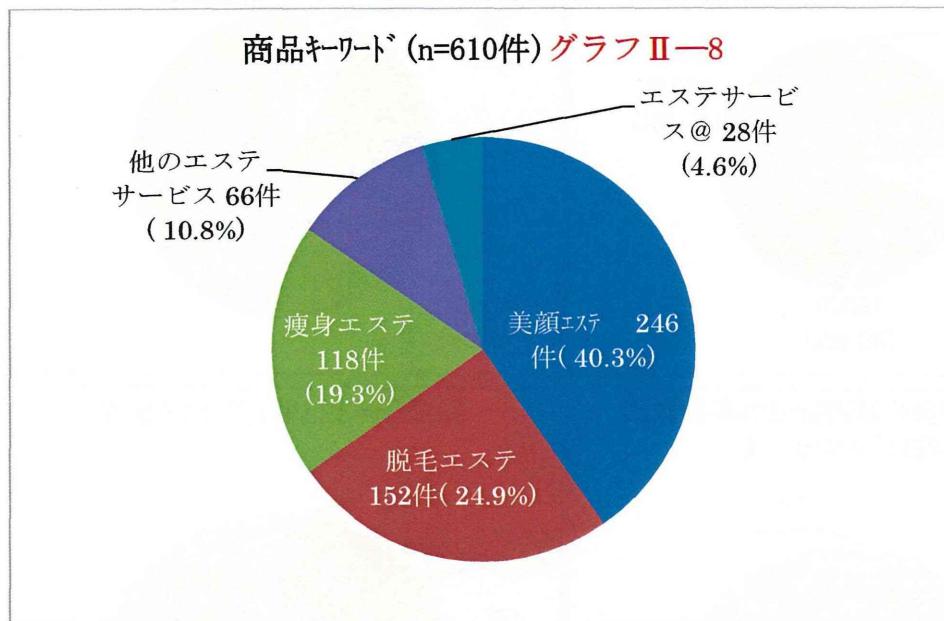
ご協力ありがとうございました。

エステティックサロンにおける健康被害 実態調査 結果

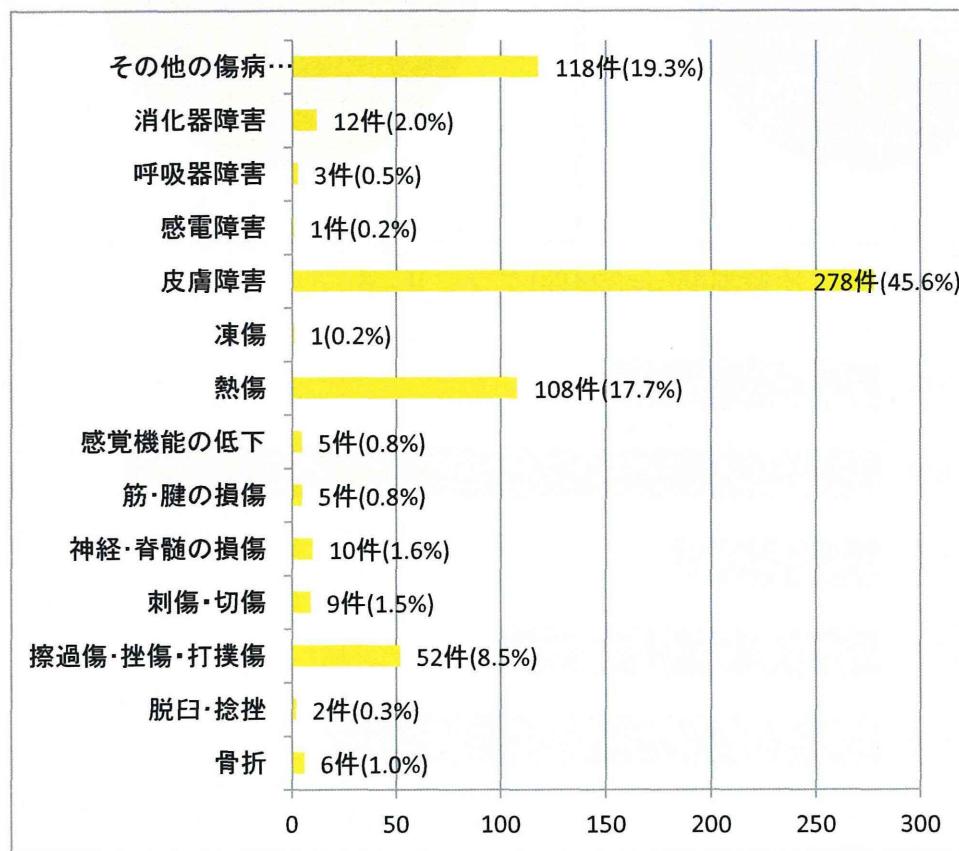




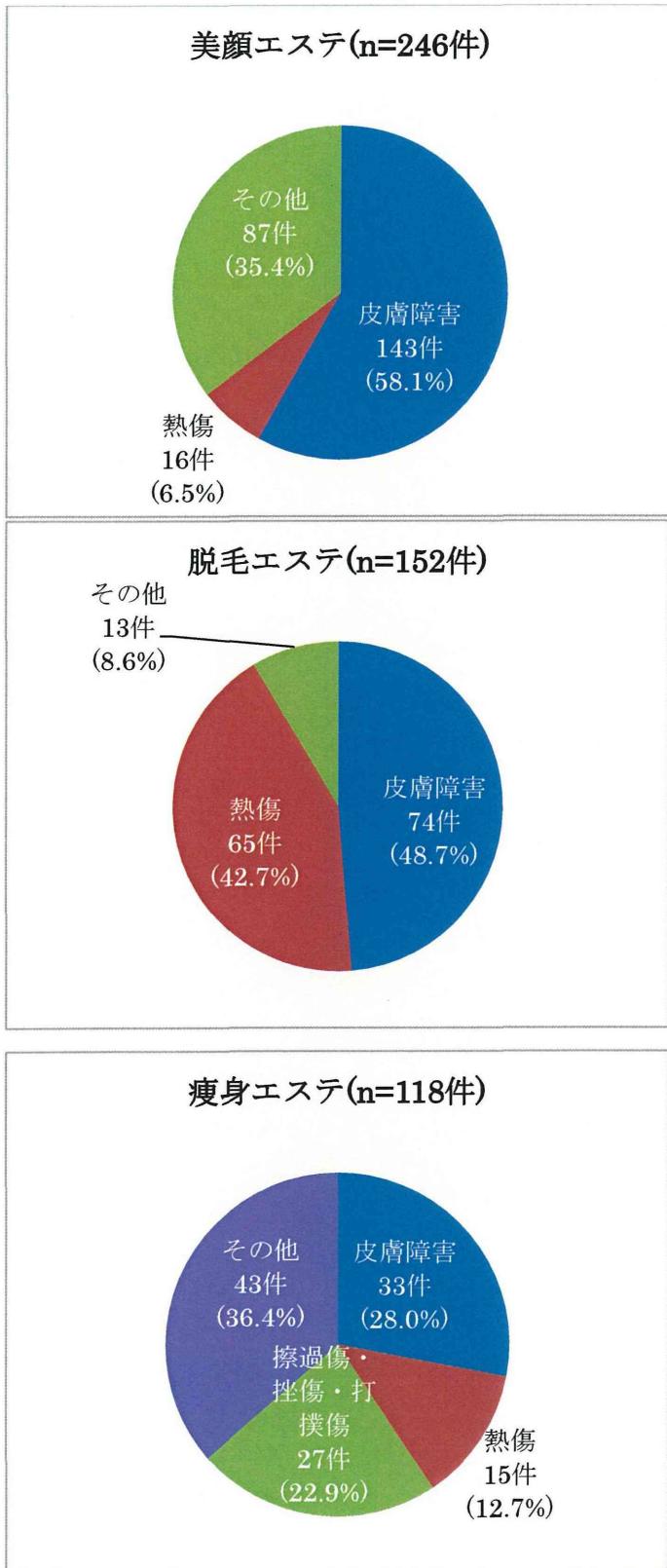
独立行政法人国民生活センター PIO-NET
 (平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日)
 「エステティック」 カテゴリー 危害相談 集計結果



危害の内容(n=610 件) グラフ II-9



商品キーワード別危害の内容(グラフ II-10)



III 資料

「エステティックサロンにおける健康被害実態調査」コメント一覧

エステティックサロンにおける健康被害実態調査

Q2 コメント（意見）134件

医療とエステの線引きを厚生省に明確にしてほしいと思います。
エステティック協会等、エステティック業界の自主規制、指導が必要。健康被害が出た場合、すみやかに医療機関を受診し、重症化を避ける必要があると考えます。
手技や指導に関する法的整備。皮膚科専門医による監督、指導の必要性。講習受講による認定制度。
サロンでトラブルが起こった際、皮膚科受診をされることが多いが、起こったトラブルがきちんとそのサロン内で（またはエステ業界で）周知されているのか、疑問が残ります。また、患者さんを介してサロンに病名が伝わり、皮膚科医とサロン（または、エステ業界）の直接的なやりとりが少ないことが、トラブルが表に出にくい原因の一つかと思っています。「トラブル→マイナスのイメージ→サロン側は隠したい」のではなく、一つの事例ととらえ、業界全体で共有し、同じようなトラブルを最小限に防ぐことが大切だと思います。
エステ側への規制を強化すると共に、患者（消費者）側への啓蒙活動を学会主導で行っていく必要があるのではないかと思います。
エステティックサロンの広告や勧誘に問題があると思います。「シワやシミの改善が期待できる」「シミをなかつたことに」などの表現で、一般消費者は「効果」を期待します。その期待に応えるため、特に何も知らない若くて熱心なエステティシャンは、施術で何とかその期待に沿うべく効果を出そうと必死に必要以上のエネルギーで脱毛（治療？）機器を使用したり、過剰にマッサージしたりし、トラブルを引きおこしている印象があります。エステサロン側には、リラクゼーションを提供する場であることに徹して、必要以上に効果を追求しないという姿勢を望みます。一般消費者も、エステサロンへの過大な期待を持たず、効能、効果を求める場ではないことを認識してもらいたいと思います。
施術内容の明確化。料金記載の義務化。誇大広告禁止。
脱毛によるトラブルが多い気がします。毛穴の炎症や熱傷など、すぐに外用薬などで対応できれば、症状が悪化することは防げると思いますが、価格がかなり安いため（1,000円とか 1,980 円とかです）、エステサロンで脱毛される方が多いようです。エステの脱毛機器と医療用脱毛機器の違いをもっと知っていたら、健康被害防止にもつながるのではないかでしょうか。同じものだと思っている方が多く、同じものならば安いところで・・・と考えてしまうようです。シミをエステで焼いているという患者様も診たことがあります、これも危険ではないかと思います。詳細はわかりません。
処置内容や副作用について、あらかじめもっと詳しく説明すべきだと思います。

エステティシャンの制度がよくわかりませんが、資格制でしょうか。美容師、理容師のように国家試験にしてはどうでしょうか。
やはり医薬品、医療機器の取り扱い基準をもう少し厳しくするべきでは！
エステにおける脱毛、アートメイクを厳しく取り締まるべきだと思います。
何らかの法整備が不可欠であると思います。
適確な資格をもったものが、施術を行うように決まりを作るべきだと思います。
国家試験が必要と考えます。
当地域（愛知県 安城市）には、「ほくろとり漢方クリーム」と称するクリームを売っているサロンが存在します。（外国人が経営？）もちろん内容は漢方などでなく、硝酸銀等が含まれると想像できます。警察を含めた強力な行政の介入がないと被害者が後をたちません。学会等から、強力に発信されることを望みます。
著効例のみの過大広告とお店の方のはつたりもきくようなMT（ムンテラ）が問題だと思うのですが・・・防止の方法はないかも？
「資格」を持っていない人の施術に対する罰則の強化につとめていただきたい。
#1 施術する人間が、知識を持たず医療行為（類似）を行ったことが、健康被害をおこしていると思います。医療用レーザー脱毛器でのレーザー脱毛等のエステでの使用は禁止すべきだと思います。現在のあいまいな法のもとでは健康被害はなくならないでしょう。#2 アロマ等のかぶれは、あってもしかたがないものなので、これは早めに受診をすすめてくれればよいでしょう。
エステティックサロン開設時にきちんとした研修を受けることや、1年ごとの研修などを受けるように指導するとよいのでは。
1) アロマを行う術者の皮膚炎を多くみるので、まずはその治療（方法、原料、その他）が必要になってきた。2) マッサージと使用クリーム、精油などの知識不足（現場の術者）。オーナーは勉強していても、その他の人はかなり勉強不足と思われる。3) 学会でその人たちの知識向上のための方法を考えることはできないだろうか。
脱毛は医療機関で受けることが正しいと思いますが、現実に広告力があり、費用も安くすむエステで脱毛される人が多いのは事実です。法律に照らして言々よりも、こうやって「火傷」された患者を引き受けしていくことが大切であるとも思います。影響力のあるメディアを通して、医療は医療施設で受けることが普通であることを広めていくことが、一つの防止策になるのではないかでしょうか。
パッチテストをしようにも、エステサロン側で拒否されることもあり、使用した薬剤の公表、明示、製造メーカーetc、公示する義務をもうけてはどうだろうかと思うことはあります。
資格など、しっかりした方が良いと思う。（販売も資格などで制限するしかないのか…）

かなり前の症例でカルテが残っていなく、明確な回答でなく失礼します。素人が自宅でレーザー脱毛をしたり、ピーリングをしたりする話も聞いています。医療と美容を明確に区別し、周知する必要があると思います。エステティックサロンで施術できる内容は、医療行為を含まない事が大切ではないかと考えます。

更なる教育と意識の向上が必要。

過剰な「エステ」は医療法違反になる。厳重な対処が必要。医療行為は、エステではやつてはならないことを周知させるべし。

エステティシャンの国家資格。施設の保健所による管理、届け。上に基づく、法的規制。

皮膚科医と連携して施術を行うように、施術内容を施術前に文書にしてから、ドクターチェックと施術を受ける方の同意書を得てから施術するシステムをとるとよいと思います。例えば、使う薬剤、機器、時間など明記、トラブル発生後はすぐに皮膚科医が診て、対処できるように。

過大広告の制限。

エステティックサロン増数に伴い健康被害の増加が懸念されるが、大学病院での診療では、今まで、そのような実感はない。エステティシャンに健康被害の情報を発信していくべきだと思います。

皮膚に障害を与える可能性のある施術や機器の使用は行うべきではないと考えます。

エステの誇大広告がひどすぎるし、サギ行為も横行している。「医療用のハドロキノン」を客に売るなど、副作用の被害も出ているため、客がそういうエステに行かなくて済むように広告をもっと取り締まってほしい。また、そういう行為を知った場合、知らせる公的な機関を作つてほしい。(警察でいいのか?)

エステでは、美容部員が話すのがうまく、なんとなくのせられたり、ごまかされたり、勢いで誤ったことも平気で事実のように話す傾向があります。(自身の体験上) エステサロンの窓口に、一般の人が相談できるT e 1 窓口の掲示や、例えば「妊娠 SOS」のような、配布できるカードを設置できれば良いと思います。また、皮膚科一般診療中に、エステの相談をされても、機械や施術内容がよくわからないことが多いので、学会で窓口を作つていただければありがたいと思います。

施術スタッフの講習、免許制度など、理美容師と同程度のレベルまで整えるべきではないでしょうか。

症例をあつめて、皮フ障害を生じる頻度の高い施術については、行わないよう働きかける必要がある。

エステで用いるレーザー?、IPL?など、どういったものか我々医師(私も含め)認知していないので、知識が必要。患者さんへのPR活動など。

疾患/重症の症例には、手を出さないでほしい。医療機関の受診を初めからすすめほしい。

機器を用いた治療は全面禁止にすべき。期待される効果は、クリニックでの施術で可能。 エステにおける施術可能なレベルを、より厳しく制限すべき。
掲示症例以外にも、エステでの脱毛による熱傷を数症例経験しました。エステでの脱毛を規制した方が良いと思う。
いれずみ（まゆ、アートメイク）を禁止すべき。サロンでの脱毛は、かぎりなく黒ではないか。どうして訴えないのか、わかりません。
レーザー脱毛などは、免許や許可制などの制限をもうけるべきと思われる
クレンジングやアロママッサージの後に洗顔せずにスポンジでふき取るサロンが多いようです。医療機関と異なり、スポンジや器具の洗净・消毒が不十分である場合がほとんどです。スポンジ等はディスポにするか、正しい方法で消毒、あるいは滅菌するような指導やシステムが必要だと思います。
エステティックサロンにおいて、「施術」として行われる行為については、国家資格制（更新含む）とした方がよいと思います。
サロン経営者にしてみれば、競争の激しい中で、生活がかかっているわけだから、何でもやるでしょう。国がきちんと法整備をして、規制をかけるしくみや対策が必要なのでは。
サロンでのホクロ取りや、医療機器を用いたレーザー脱毛処理（かつてはありました）は、厳重に取り締まるべきだと思います。スキンケアを目的としたエステサロンでの処置では、物販をともなうことから、様々な化粧品が使用されています。トラブルを未然に防ぐのは、難しいと思いますので、問題が生じた場合、すぐに相談、対処できるクリニックをスーパーバイザー的につける様、要請したらどうでしょう。
明らかにエステで施術された後におこった皮フトラブルに対して、治療をしてあげたいと思うが、エステ側と本人との間できちんと話がついていないことが多く、関与することで、トラブルに巻き込まれ、診療ができなくなったことがあり、エステでの皮フトラブルに関しては、エステと提携している病院に行くよう患者さんに説明するようしている。また、エステとの話し合いをきちんとするように説明している。施術をする前にきちんとおこりえるトラブルの説明や、トラブルがおきた時の対応、治療をどうするかを書面で掲示してもらうように患者さんには説明をしているが、エステの対応は不明。化粧品などで“好転反応”と説明されていることが多くみられているが、実際は接触皮フ炎をおこしていることが多く、かなり悪化してから受診するpt.が多い。エステでは、あくまでも“好転反応”とし、接触皮フ炎と認めないため、トラブルが多発している。接触皮フ炎がおこりえることをきちんと説明し、その時の対応策をきちんととっていただきたいたいと思う。

30年近く開業していると、たくさんのトラブルに対応しますが、代表例を3例示しました。エステティックで、初めて化粧品を使うと、接触皮膚炎が起きることは当然ありますし、施術者が労災として接触皮膚炎を起こしたこともあります。ブライダルエステで、式の3日前に露出部の剃毛を行い蕁麻疹反応を起こすこともありました。私の経験では、少しでもトラブルが起きた時に、サロン側が皮膚科専門医にきちんと紹介、または同伴して受診し、正しい方向へ治療と指導を行えば、トラブルになることも少ないと考えています。

エステティックサロン各自で、アフターフォローをする営利目的としない皮膚科医を置くべき（外でいい）と思う。

研修やチェック（施設方法他）等の必要があるのではないかと思います。

消費者の中には、エステと美容医療の区別が出来ない人間が多いと思います。エステで行える施術範囲を具体的に決めて、エステ業界を管理していく必要があると思います。逆にエステと美容医療を同じレベルのものであるというような、ホームページの記事等があるので、定義作りから、はじめる必要があるかもしれませんと思います。とにかく消費者の教育が必要と考えます。

皮膚の解剖、状態をよく把握し、状態の変化があれば直ちに医療機関を受診。

侵襲の加わるエステ機器は、専門家が使用すべきであり、無資格の者が簡単に購入し、使用してはいけないと考えます。法で取り締まるべきだと思います。

サロン側が、目先の売り上げばかりを優先して、エステシャンの教育・指導をきちんとしなければ、被害は防止できないです。

施術に関して無責任と言わざるをえない case でした。適宜、勉強会などを行い、解剖学や法律など学んでいただきたい。本当は設立にあたっては、許認可制の方がいいと思うんですが・・・。

ほぼ毎月、毎週のようにエステでのトラブル患者が来院する。「田舎」なので、まだまだ脱毛の中心はエステ。今後、「エステの脱毛は全面的に禁止!!!」を、お願いします。

見せしめ的に取り締まるのではなく、厳しく取り締まる方がよいと思うが（レーザー脱毛、フォト etc）それよりも内科や産婦人科で受けたレーザー脱毛やフォト etc の方が問題は大きいと思っています。

美容皮膚科とエステティックサロンは、共存共栄が望ましいと思っていました。しかし、エステ業界は玉石混合であり、無放置状態であることを実感しました。ホクロを電気分解治療などと命名して怪しい施術をしているところもあります。エステでもできる、してもよい範囲を厚労省がもっと明確にすべきだと思います。

症例1は、フェイシャルの後のマッサージで、タオルで頸部を牽引された際に耳垂部挫創を受傷されました。無理な力を加えたり、できない手技を無理やり行っているのでしょうか。施術者の研修をきちんと行うこと、有資格者のみが、施術を行うようにするなど対策が必要だと思います。